令和５年２月　四万十市農業委員会 議事録

1　日　　時　　令和５年２月７日（火）午後２時30分～午後３時30分
2　場　　所　　四万十市役所　６階　議員協議会室
3　出席委員

（1）　農業委員　18名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田　新生	7	谷崎　容子	13	土居　忠栄
2	桑原　宏文	8	遠地　美千代	14	清水　優志
3	伊与田　真哉	9	山本　官	16	岡﨑　誠
4	井上　靖好	10	芝　順子	17	尾﨑　征洋
5	加用　雅啓	11	岡村　猛	18	福留　宜彦
6	安藤　久徳	12	伊勢脇　精藏	19	畠中　温喜

（2）　農地利用最適化推進委員　７名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東　正世	4	岡本　尚子	6	山口　昇彦
2	武井　健治	5	宮地　秀之	8	竹村　光一
3	宮崎　幸一				

4　欠席委員

（1）　農業委員　１名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
15	正木　卓夫				

（2）　農地利用最適化推進委員　１名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
7	宮地　浩				

5　事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	朝比奈　雅人	係長	柴　秀樹
事務局長補佐	吉田　貴浩	主幹	安田　晃子
事務局長補佐 （西土佐地域担当）	佐川　徳和	主幹 （西土佐地域担当）	今川　和生

6　議　　案

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について（７件）
第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請進達について（２件）
第３号議案　非農地証明書の交付について（２件）
第４号議案　農用地利用集積計画（案）について（３件）
第５号議案　農用地利用配分計画（案）について（１件）
報告事項
その他

◆議　長（福留会長）

只今から令和５年２月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号 15 番　正木　卓夫　委員の１名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19 名中 18 名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第３項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮地　浩　委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議　長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号 13 番　土居　忠栄　委員、議席番号 14 番　清水　優志　委員　にお願いします。

それでは、第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第１号議案　農地法第３条の規定による申請について説明いたします。議案書は２ページ・３ページになります。

番号１。土地の表示は、森沢字浅ケ谷口　以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 41 年の 60 歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間 250 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているともことです。申請地は自宅から約 500 メートルの距離となっております。耕作面積は 95 アールとなりますので、本市の下限面積である 30 アールを上回っております。

また、申請地では現在水稲の耕作をしていますが、取得後も譲受人が水稲の耕作を続け、農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号２。土地の表示は、蕨岡字西天正寺　以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 50 年の 71 歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間 280 日となっております。労働力は譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているとのことです。申請地は自宅から２分ほどの距離となっております。耕作面積は 139 アールとなりますので、本市の下限面積である 30 アールを上回っております。

また、申請地では現在、水稲の耕作をしており、取得後も引き続き、譲受人が耕作し農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号３、番号４につきましては、譲受人が同じですので、まとめて説明させていただきます。土地の表示は、双海字石神ノ谷　以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買と賃貸借権の設定で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 30 年の 66 歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間 250 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、耕運機、田植機、コンバインを所有しているとのことです。申請地は自宅から５分ほどの距離となっております。申請は別々ですが、譲受人の耕作合計面積は 49 アールとなりますので、本市の下限面積である 30 アールを上回っております。

また、現在、双海ではブドウ栽培、竹島では水稲の耕作が行われており、取得後も引き続き、譲受人が耕作し農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号５。土地の表示は、鍋島字北谷山　以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は愛媛県愛南町にある農地所有適格法人で、柑橘類の加工・販売をしています。常時雇用者数は 20 名で、農作業への従事日数は年間 300 日となっております。農機具につきましては、トラクター、バックホウ、選果機、高所作業者等を所有しているとのことです。耕作面積は 4,092 アールとなりますので、本市の下限面積である 30 アールを上回っております。

また、現在、申請地は地ならしが行われており、取得後すぐに農地として使用していける状態となっていましたので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号６。土地の表示は、西土佐橘字神田　以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請地についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業歴 31 年の 70 歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間 250 日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴 31 年の妻の２人となっております。農機具につきましては、トラクター、田植機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約 100 メートルの距離となっております。耕作面積は 105 アールとなりますので、本市の下限面積である 30 アールを上回っております。

また、申請地については、これまでしいたけの栽培等をしており、今後の譲受人が継続してしいたけ等を栽培していくということで、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号７。土地の表示は、西土佐須崎字大竹　以下議案書記載のとおりです。申請理由は区分地上権の設定で、申請者についても議案書記載のとおりです。この案件につきましては、前回１月の農業委員会総会にて営農型太陽光発電施設の設置を行う内容で、農地法第５条による一時転用許可申請案件として審議いただいた場所でありますが、今回の申請は、申請地全体面積のうち耕作を行う部分に関し、太陽光パネルを設置する面積について、区分地上権の設定を行うというものであります。貸人は１名、借人は太陽光発電業者となります。許可の期間は許可日から３年間で、前回申請の５条の一時転用の県許可日と同じになります。

以上、７件について農地法第３条第２項各号の不許可要件には該当いたしません。

◆議　長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「１番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 14 番　清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14 番、中筋・東中筋担当の清水です。１番ですが、事務局から説明がありましたとおりです。１月 28 日、譲受人に聞き取り調査をしました。譲受人は認定農業者であり、申請地の状況ですが、耕作している農地です。すでに保有している農地についても、効率的に耕作していると考えます。申請しようとする農地についても、効率的に利用して耕作を行うと認められます。周辺の地域の農業上の影響はないと思います。以上です。

◆議　長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

４区の中筋・東中筋の岡本です。清水委員の説明のとおりです。特に問題はありません。

◆議　長　（福留会長）

続きまして、「２番の関係委員」お願いします。

◇議席番号７番　谷崎委員（蕨岡地区担当）

議席番号７番、蕨岡地区担当の谷崎です。1 月 24 日、申請地の状況確認及び譲受人への聞き取りを行いました。譲渡人と譲受人は兄弟です。以前より譲受人が耕作しており、この度譲渡人はこれから先も農業をしていくことはないということで、兄（譲受人）に贈与するという案件です。以上のことから適当であると考えます。以上です。

◆議　長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

１月 30 日に現地を確認しました。申請地はもうすでにたたいて耕作の準備をしているようですので、問題ないと思います。以上です。

◆議　長　（福留会長）

続きまして、「３番・４番・５番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 19 番　畠中委員（下田地区担当）

議席番号 19 番、下田地区担当畠中です。３番の案件については、売買です。事務局の説明のとおり、現況はブドウの栽培をしております。元々申請地で耕作をしていた方が４ヶ月ほど前に急死しまして、その相続人にな

る方が買うように求められた経緯があり、またこの畑の隣接地に譲受人の作業場・工場等があります。そういう事情もあって、買う形になったそうです。

４番については、３、４年前から耕作していた田んぼです。他にも 10 アールほど耕作している農地がありますが、それは今回の案件にはのってないですが、正式に貸借をする形になっております。貸付人の方も、今後農業はしない旨を確認しており、後継者も帰って来ていますが、耕作をするつもりはないということで、譲受人が続けて耕作をするということで正式な貸借となったようです。

５番は売買ですが、事務局の説明とおりであります。現況については 4656 番にはショウガが植わっておりました。4560-1 についても同様にショウガが植わっておりました。この畑についても売買をするということで、譲受人は竹島から平野、鍋島、黒潮町でも借地をして、大規模にやっている農家の１人です。今回については、譲渡人の方が耕作する意向がないということで確認をいたしました。それぞれの圃場が雑木林に囲まれた独立した圃場でありますので、他に迷惑がかからない状態ですので問題ないと判断しております。以上です。

◆議　長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

１月 28 日に３ヶ所を見に行きましたが、特に問題ないと思いました。以上です。

◆議　長　（福留会長）

続きまして、「６番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 11 番　岡村委員（西土佐橘・津野川・津賀地区担当）

１月 26 日、申請地の状況確認と聞き取りを行いました。申請地は譲渡人により 13 年前から耕作をしていた農地です。原木しいたけの栽培をしており、今後も同じようにしいたけの栽培を続けていくとのことです。譲受人はこの他にも米ナスやきゅうり等の栽培をしています。以上のことから、農地法第３条の規定による許可申請は適当と考えます。以上です。

◆議　長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

◆議　長　（福留会長）

続きまして、「７番の関係委員」お願いします。

◇議席番号１番　篠田委員（西土佐藪ヶ市・須崎・大宮地区担当）

議席番号１番、西土佐藪ヶ市・須崎・大宮地区担当の篠田です。事務局の説明のとおり、この案件につきましては前回の１月総会で、西土佐須崎において営農型太陽光発電施設を新設する農地法第５条の転用案件として審

議した場所と同じ農地となります。今回の申請については申請地全体のうち、営農型太陽光パネルを設置する面積について農地法第３条による区分地上権の設定を行うものです。前回の西土佐須崎での現地調査の際、担当推進委員・事務局・申請関係者立会いのもと、申請内容について確認しました。前回の農地法第５条転用申請と併せて行う必要がある手続きであり、今回の申請は適切であると考えます。報告は以上です。

◆議　長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～　異議なし　～～～

◆議　長（福留会長）

それでは、第１号議案の農地法第３条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～　農業委員《全員挙手》　～～～

◆議　長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第３条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は４ページになります。

番号１。土地の表示は具同田黒三丁目　以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。１月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、お手元のタブレットの１、２ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、賃貸住宅を建築するものです。場所については、さたけ小児科から南東に 75mほどに位置する農地で、申請地の東側は幅員 16mの市道、西側は６ｍの市道、北側は宅地、南側は農地ですが、所有者からは転用の同意を得ています。生活雑排水は合併浄化槽を設置し西側側溝へ排水し、雨水は東側側溝へ排水するため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は都市計画法による用途地域に指定されている第２種中高層住居専用地域で第３種農地となり、転用が許可できる土地ということであります。

続きまして、番号２。土地の表示は森沢字カキノ木バタ　以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。この議案は昨年４月総会で審議した議案ですが、申請地の漏れがあったため、先月の総会で取下げの報告をしたもので、今回新たな許可申請となります。現地調査については会長と事務局、地区担当委員立会いのもと行い、現地写真等につきましては、お手元のタブレットの３、４ページ及び前のスクリーンをご覧ください。申請地は平成 25 年７月以降に売買で取得した農地でしたが、転用手続きを経ず宅地となっているもので、始末書付きでの申請となっています。場所については、森沢集会所より 270mほど南側に位置する農地です。申請地の北側は県道、西側は市道、東側は宅地、南側は農道となっており、周辺に及ぼす影響はないものと考えられます。雑排水については農業集落排水施設に接続、雨水については申請地北側の県道既設排水路へ排水します。

申請地は第１種、第２種、第３種のいずれの要件にも該当しない第２種農地で、第３種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということであります。以上です。

◆議　長　（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「１番の関係委員」の正木委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

事務局との現地調査には同行ができなかったため、２月５日に譲受人に会いました。自分の家から近く、よく知っている土地で、転用許可については特に問題ないと思います。以上です。

◆議　長　（福留会長）

続きまして、「２番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 14 番　清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14 番、中筋・東中筋担当の清水です。先ほど事務局から説明がありました。場所につきましては、森沢集会所より 270mほど南側に位置する農地です。申請地の北側は県道、西側は市道、東側は宅地、南側は農道となっており、周辺の農地に及ぼす影響はないものと考えます。雑排水については農業集落排水施設に接続、雨水については申請地北側の県道既設排水路へ排出するということです。以上です。

◆議　長　（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

４区の岡本です。以前にも現地を見ましたが、清水委員から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

◆議　長　（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～　異議なし　～～～

◆議　長　（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請進達について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～　農業委員《全員挙手》　～～～

◆議　長　（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第５条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第３号議案　非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第３号議案　非農地証明書の交付について説明します。議案書は５ページになります。

番号１。この議案は先月の総会で取下げの報告をしたもので、今回新たな申請となります。土地の表示は三里字平本、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12 月 26 日に会長と事務局で現地に向かい、大川筋地区担当の伊与田委員と武井推進委員及び申請者本人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット５、６ページをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、航空写真等では判断が困難であったため、当時の状況やこれまでの経緯を知る区長から意見書を提出していただいております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、10 年以上耕作放棄されたため、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号２。土地の表示は渡川二丁目、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。１月 27 日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット７、８ページをご覧ください。現地は駐車場となっている状況です。あわせて、事務局でも確認し

たところ、平成 14 年時点の航空写真では既に駐車場となっており、課税状況も農地以外での課税であることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと思われます。以上です。

◆議　長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「１番の関係委員」お願いします。

◇議席番号３番　伊与田委員（大川筋地区担当）

議席番号３番、大川筋地区担当の伊与田です。12 月に事務局ならびに武井推進委員と現地確認をしました。現地は元々、共和砂利が所有していた畑でしたが、その後耕作を行わず山林状態となり、地目も山林となっていました。現在の所有者が作物を作りたいと山林を伐採・土入れ等を行ったような経緯がありましたが、なかなか農地に適した土地でないことを現地で確認しました。非農地証明を交付するには問題ないと考えます。以上です。

◆議　長　（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

後川・大川筋地区担当、２区の武井です。12 月 26 日に現地確認を行いました。現地は四万十川沿いで山側寄りの小高い位置にあり、道路を挟んで山を背にした細長い地形で、一部山林と原野状態の畑がありました。50 数年前に山林を伐採し土を入れてならしたという経緯があるようですが、畑としては機能してないという状況にありました。現地は四万十川上流からの北風が吹きさらしで、現地調査当日も非常に寒く感じました。しかも山側が大きく日照時間を少なくしている。このため農産物の生育は悪く、また果樹園を目ざしての多品種の苗木を植えてきた経緯があったようですが、苗木の生育が悪く生産性が望めないのではないかという判断をいたしました。試行錯誤しながらも草刈り管理は実施していた様子が伺えます。以上の状況から、非農地申請は妥当と考えます。尚、この件につきましては、２月３日に農業委員会事務局と現地の状況について別途協議しております。以上です。

◆議　長　（福留会長）

ありがとうございました。小休にいたします。

～～～　小休　～～～

～～～　正会　～～～

◆議　長　（福留会長）

正会にいたします。

◆議　長　（福留会長）

続きまして、「２番の関係委員」の正木委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

２月２日に現地確認に行きました。ここもよく知っている土地で、写真のように車がよく停まっています。非農地証明を交付するにあたっては特に問題ないと思います。以上です。

◆議　長　（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～　異議なし　～～～

◆議　長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第３号議案　非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～　農業委員《全員挙手》　～～～

◆議　長　（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第４号議案　市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第４号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は６ページ、農用地利用集積計画書（案）は７ページになります。

それでは１番について説明いたします。この案件は、借受人が高知県農業公社です。農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。借受人は高知県農業公社で、貸付人は４名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの９ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。賃貸借期間は令和５年３月 11 日から令和 15 年３月 10 日までの 10 年間となっています。

それでは２番について説明いたします。借受人は西土佐地区において、米ナスの栽培をしている認定新規就農者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は１名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの 11 ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和５年２月７日から令和 10 年３月 31 日までの約５年２か月間となっています。

それでは３番について説明いたします。借受人は蕨岡地区において、水稲栽培をしている担い手農家です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は１名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの 11 ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和５年２月７日から令和６年 12 月 31 日までの約１年 11 か月間となっています。以上です。

◆議　長（福留会長）
ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。
「１番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 19 番　畠中委員（下田地区担当）
19 番、下田地区担当畠中です。事務局から説明があったように、見ていただくと分かるように独立したそれぞれの圃場が６筆あります。現在、今回の案件以外でも全て法人が買っている圃場であります。それぞれ１年の差はありますが、今回の圃場は既に４～５年の植栽期間がある圃場で、既にほとんど成木となっている文旦が植わっております。その他の赤で囲んだ以外のところもほとんど同じ年数の同じ果樹が栽培されております。イノシシの防護柵等もあるし、３ｔくらいの用水のタンクも３個造られておりましたが、既に栽培をして販売もしている圃場ですので、隣接する農地等に迷惑をかけるような環境にはありません。適当であると思います。以上です。

◆議　長　（福留会長）
推進委員から、意見などございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）
３区の宮崎です。２月４日に現地を見に行きましたが、畠中委員から説明があったとおり、植栽されている果樹については何年も経ったような大きな木でした。収穫もしていると思うような木でした。特に問題ないと思います。以上です。

◆議　長　（福留会長）
続きまして、「２番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 10 番　芝委員（西土佐半家地区ほか担当）
議席番号 10 番、半家地区担当の芝です。１月 29 日、竹村推進委員と現地確認に行きました。借受人の廣田さんに農業公社を通じて連絡を取ってみましたが、近くで米ナスを作りたいということで土地を探していました。

貸付人のご主人が亡くなってからは水稲の耕作を他の方に依頼して作ってもらっていたようです。日照状況や用水についても問題はなく、土地の現況及び借受人は適当であると思います。以上です。

◆議　長　（福留会長）
推進委員から、意見などございませんか？

◇竹村委員（西土佐宮地地区ほか担当）
８区担当の竹村です。先月 29 日に芝委員と現地を確認しました。現地確認の時には既にトラクターが入り、耕されていた状態でした。周りも田んぼはありますけど耕作はされていないので、周りに影響はない土地で日当たりもよくいい土地とみえます。問題ないと思います。以上です。

◆議　長　（福留会長）
続きまして、「３番の関係委員」お願いします。

◇議席番号７番　谷崎委員（蕨岡地区担当）
議席番号７番、蕨岡地区担当の谷崎です。２月３日に借受人より聞き取り確認を行いました。期限満期の再更新の案件です。借受期間が令和５年２月７日から来年いっぱいと短いのは、今の時点では収入に繋がるかどうか不安というので、令和６年の 12 月 31 日の時点で、それから先のことを考えたいと本人が仰っておりました。以上のことから、農用地利用集積計画については適当であると考えます。以上です。

◆議　長　（福留会長）
推進委員から、意見などございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）
１区の東です。２月５日に現地を見ましたが、既にきれいにたたいて準備をしているようですので問題ないと思います。以上です。

◆議　長（福留会長）
以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。
ご意見、ご質問はございませんか。

◇議席番号７番　谷崎委員（蕨岡地区担当）
議席番号７番、谷崎です。私の聞き違いかも知れませんが、１番についてですが、新規申請でもうすぐ果樹が取れるくらい大きくなっているというのは、どういうことか聞きたいです。

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）
もうすぐ果樹が取れるくらい大きくなっているのは、申請地の周りの土地についてです。周辺農地も借りて果

樹を育てているためです。

◆議　長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～　異議なし　～～～

◆議　長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第５号議案　農用地利用集積計画（案）について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～　農業委員《全員挙手》　～～～

◆議　長　（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、第５号議案　市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第５号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は８ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の９ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。

１番、右側の貸付先ですが、宿毛市の柑橘を栽培している法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの 12 ページ及び前のスクリーンをご覧下さい。１番の農業者が選定された理由につきましては、10 ページの借受選定理由書をご覧ください。

農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借受選定理由書です。

対象農地と農長経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議　長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「１番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 19 番　畠中委員（下田地区担当）

19 番、畠中です。先ほどの案件で説明したように、既にこの周囲は今回の借受人が栽培している所でありますので、この周辺も全体的に網羅して大規模に果樹を栽培しております。防護柵等の設置についても、藪を抜いたような苦労したあとが見られますが、もう既に全ての圃場が収穫されておりますので、営農についても問題ないと思います。以上です。

◆議　長　（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

特に問題ないと思いました。以上です。

◆議　長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～　異議なし　～～～

◆議　長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第５号議案　農用地利用配分計画（案）について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～　農業委員《全員挙手》　～～～

◆議　長　（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。

◆議　長　（福留会長）

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

農地形状変更届出書の提出が１件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

お手元に配布しております別紙の「報告事項　形状変更届出について」をご覧ください。

形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第５条第２項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。

番号１。土地の表示及び届出人は記載のとおりです。届出事由は、過去に台風等の災害で、当該地北側から雨水・土砂等の侵入で度々、農地が耕作困難となった経過がある。雨水・土砂等の侵入を防ぐために水路を当該地西側に設置する。また、水路からの浸水防止のために約１ｍかさ上げを行うものです。変更期間は令和３年８月頃～令和４年７月末日となっています。なお、届出前にかさ上げを行っていたため、始末書付きでの申請となっております。隣地農地所有者の同意については、周辺に農地がないため該当しない。形状変更後はこれまでどおり畑として耕作の用に供することを確認しております。

以上のことから、農地形状変更指導要領第３条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和５年２月６日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。

なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第７条第２項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。

◆議　長　（福留会長）

以上で、事務局からの報告が終わりました。

最後に、その他　委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

～～～